

個人データの開示・訂正・利用停止に関する手続き

1. 個人データの開示・訂正・利用停止等について

健康保険組合の保有するデータの開示、訂正、使用停止等の請求を希望される方は、『保有個人データの開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領』に基づき、当組合より所定の請求用紙を入手し、必要事項を記入して提出してください。

【具体的な手続き】

- (1) 当組合から、開示の場合は『保有個人データ開示請求書』、
訂正・利用停止等の場合は『保有個人データ訂正・利用停止等届出書』を入手します。
- (2) 必要事項を記入します。
- (3) 添付書類を準備します。添付が必要な書類は当組合にご相談願います。
- (4) 書類一式を当組合に提出します。
- (5) 当組合は、請求等の手続きを行う方の利便性を考慮し、本人に過度の負担にならない範囲で受付を行います。
- (6) 請求等に対する回答は文書で行います。なお、原則として開示請求があれば理由を問わず開示しますが、第三者の財産その他の権利利益を害する 恐れのある場合、健保組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合、開示請求のあった保有個人データが存在しない場合については、その 全部または一部を開示しないことがあります。その場合は、本人に対し遅滞なくその理由を文書で通知いたします。

2. 診療報酬明細書（レセプト）の開示について

『診療報酬明細書等の開示に係る事務取扱要領』に基づき行います。詳しくは当組合までお問い合わせください。

なお、診療報酬明細書（レセプト）の開示に当たっては健保組合では当該レセプトの開示により本人の診療上支障が生じるかどうか等の判断が難しいため、当該レセプトを発行した保険医療機関等に対し、レセプト開示の適否について照会することになっています。

3. 開示請求等の手数料について

当組合では、手数料は原則不要としていますが、郵送料の負担をお願いする場合があります。その他、ご不明なことがございましたら、健保組合にご相談願います。